

新潟市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号。以下「条例」という。）第53条の規定並びに新潟市火災予防条例施行規則（昭和37年新潟市規則第25号。以下「規則」という。）第11条及び第12条の規定による防火対象物の消防用設備等の状況の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるものを除き、新潟市火災予防査察規程（昭和62年消防局訓令第7号。以下「査察規程」という。）の例による。

2 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公表該当違反 査察規程第15条第1項の規定により所有者等に交付する立入検査結果通知書（以下「立入検査結果通知書」という。）の不備欠陥事項のうち、規則第11条第2項に該当するものをいう。

(2) 公表予定日 立入検査結果通知書による通知から、規則第12条第1項に規定する日数を経過した日をいう。

(3) 公表事項 規則第12条第2項に規定する事項をいう。

(公表該当違反の取扱い)

第3条 規則第11条第2項に規定する「設置されていないこと」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）の設置が義務となる部分において、当該部分全体に屋内消火栓設備等が一切設置されていないこと（これらの設備に代えて用いることができる消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されていないものを含む。）とする。

(公表の決定手続)

第4条 査察員は、査察規程第5条に規定する査察において、公表該当違反を含む不備欠陥事項が認められた場合は、関係者に対して、口頭により不備欠陥事項の改善指導及び公表についての説明を行うものとする。

なお、公表該当違反の事実を確認するため必要と認めるときは、規制指導課と調整し、調査を行うものとする。

2 査察員は、前項の公表該当違反を認めた場合は、公表該当違反調査書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる資料を添付し、消防署長に報告するものとする。

- (1) 査察対象物台帳
- (2) その他必要と認める資料

3 消防署長は、公表該当違反を含む不備欠陥事項について、立入検査結果通知書を交付した場合は、公表該当違反報告書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる資料を添付し、消防長に報告するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書の写し
- (2) 査察対象物台帳の写し
- (3) その他必要と認める資料

4 消防長は、前項の報告を受けた場合は、公表の要否を決定するものとする。

5 消防長は、前項の規定により公表の実施を決定した場合は、公表予定日の7日前までに、関係者に対し公表通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

なお、公表通知書は原則直接交付とするが、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、郵便法（昭和22年法律第165号。）第48条の規定に基づく内容証明の取扱いを加えた配達証明の取扱いで郵送するものとする。

（公表）

第5条 消防長は、公表該当違反が公表予定日までに是正されない場合は、規則第12条第1項の規定により新潟市（以下「市」という。）のウェブサイト公表事項を掲載するものとする。

(公表の削除)

第6条 消防署長は、公表該当違反が是正されたと認める場合は、公表該当違反是正報告書(別記様式第4号)に次の各号に掲げる資料を添付し、消防長に報告するものとする。

(1) 是正状況が確認できる資料

(2) その他必要と認める資料

2 消防長は、前項の報告により公表該当違反の是正が確認された場合は、公表事項を市のウェブサイトから削除するものとする。ただし、公表該当違反が複数存する場合において、いずれかの公表該当違反が是正された場合は、公表事項のうち当該是正された違反の内容について市のウェブサイトから削除するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

消防署長 様

所 属
職 氏 名 印

公表該当違反調査書

防火対象物の 名称・所在地	名称	(フリガナ)			
		部分該当の 場合はその 部分の名称	(フリガナ)		
	所在地				
防火対象物の状況	用途	構造	階層	規模	
				建築面積	m ²
				延べ面積	m ²
公表該当違反とな る消防用設備等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備				
公表該当違反に 関する状況					
査 察 実 施 日	年 月 日				
備 考					

注 該当する口には✓を記入すること。

第 年 月 日 号

消 防 長 様

消防署長

公表該当違反報告書

防火対象物の 名称・所在地	名 称	(フリガナ)		
		部分該当の 場合はその 部分の名称	(フリガナ)	
	所在地			
防火対象物の状況	用途	構造	階層	規模
				建築面積 m²
				延べ面積 m²
公表該当違反となる 消 防 用 設 備 等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公表該当違反に 関 する 状 況				
査 察	査察実施日		立入検査結果通知書交付日	
	年 月 日		年 月 日	
公 表	公表通知書交付予定日		公表予定日	
	年 月 日		年 月 日	
備 考				

注 該当する口には✓を記入すること。

第 号
年 月 日

様

新潟市消防長
氏 名 印

公表通知書

あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日 第 号の立入検査結果通知書により通知した違反（新潟市火災予防条例施行規則第11条第2項に規定するものに限る。）について、現に違反が認められるものについて新潟市火災予防条例第53条第1項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物の名称
防火対象物の所在地
違反の内容

2 公表の方法

新潟市ウェブサイトへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

備考

前1の法令違反の内容を是正した場合は、問合せ先へ連絡してください。公表予定日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。既に公表している場合は、違反の是正を確認後、当該違反事実の情報を削除します。

問合せ先

新潟市消防局

住所

電話

第 号
年 月 日

消 防 長 様

消防署長

公表該当違反是正報告書

防火対象物の 名称・所在地	名 称	(フリガナ)		
		部分該当の 場合はその 部分の名称	(フリガナ)	
	所在地			
防火対象物の状況	用途	構造	階層	規模
				建築面積 ㎡
				延べ面積 ㎡
公表該当違反となる 消防用設備等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備			
公 表 日	年 月 日			
公表該当違反 是正確認日	年 月 日			
是 正 方 法				
備 考				

注 該当する口には✓を記入すること。